

消防用設備等設置届出書が必要な防火対象物

- ① (2)項二、(5)項イ、(6)項イ(1)～(3)、(6)項口の防火対象物
- ② (6)項八の防火対象物(利用者の入居、宿泊があるもの)
- ③ ①、②を含む複合用途防火対象物等
- ④ ①～③以外の特定防火対象物 延べ面積300㎡以上
- ⑤ 非特定防火対象物 延べ面積300㎡以上で
消防が必要と認めたもの(※)
- ⑥ 特定1階段等防火対象物

※必要と認めたものは、延べ面積が500平方メートル以上のもので下記の防火対象物とする。

記

- (1) 5項ロ 寄宿舍、下宿又は共同住宅
- (2) 7項 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、各種学校、その他これらに類するもの
- (3) 8項 図書館、博物館、美術館、その他これらに類するもの
- (4) 9項ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
- (5) 10項 車両の停車場
- (6) 11項 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- (7) 12項イ 工場又は作業所
12項ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ
- (8) 13項イ 自動車車庫又は駐車場
13項ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫
- (9) 14項 倉庫
- (10) 15項 前各号に該当しない事業所
- (11) 16項ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
- (12) 17項
文化財保護法の指定によって重要文化財、重要民俗資料、史跡もしくは重要な文化財として指定せず、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物
- (13) 18項 延長50メートル以上のアーケード